

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第卷一十五第

月八年五十和昭

哀辭 故財部教授遺影署名及原稿

論叢

支那の農家負債と農地の抵押……………經濟學博士 八木芳之助
水産資源の保全について……………經濟學博士 蜷川虎三

時論

東亞新秩序建設と新國民政府の發展性……………文學博士 矢野仁一

研究

民國初期の兌換券……………經濟學士 徳永清行
自由貿易主義の吟味……………經濟學士 岡倉伯士

記事

財部教授逝く
故財部教授年譜及著書論文目錄

追憶文

神戸 正雄 本庄榮治郎 蜷川 虎三
木村喜一郎 吳文炳 宗藤 圭三
青盛 和雄 松岡孝兒 石川 興二
黒正 巖 藤本幸太郎 谷口 吉彦
岡崎 文規

附錄

彙報

外國雜誌論題

經濟論叢

第五十一卷 第二號 (通稱第百貳號) 昭和十五年八月發行

論叢

支那の農家負債と農地の抵押

八木芳之助

一 支那の農家負債

支那の農家は屢々自然の災禍を蒙る上に、その負擔する小作料や田賦も重く、加ふるに農家の資本は零細であるから、その収入は貯蓄をなすには餘りにも小さ過ぎる。農村に春が訪づれる頃、前年取り入れた穀物を既に消費し盡して、糧食にすらことを缺く農家さへ屢々見出されるから、豫期しない緊急のことが起れば忽ち借金に陥つてしまふこととなる。

支那の農家が背負つてゐる負債額に關しては、全國的なる統計資料は存在してゐないが、土地委員會の「全國

土地調査報告綱要」によれば、中支の江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南の六省に於ける調査總農家九三八、五四八戸中、負債農戸は五一%を占め、負債農戸は平均一戸當り百〇八元餘の借金を荷つてゐる(民國二十四年¹⁾)。北支の北京郊外の掛甲屯村では、調査總農家一〇〇戸中、四四戸が負債を持つて居り、黒山扈村、馬連窪村及び東村では、調査總農家六四戸中、二三戸が同様の状態にあり、その一戸當り平均負債額は、前者にあつては三十一元、後者にあつては六十八元となつてゐる(民國十五年度²⁾)。また河北省定縣の農村借貸調査では、調査總農家五二六戸中、その五八%に當る三〇五戸が負債を有して居り、平均一戸當り負債額は百六十元となつてゐる(民國二十年度³⁾)。かゝる調査資料より見るも、支那の農家の五割内外が負債を背負つてゐる。

支那の農家では經營と家計とが尙ほ密接に結合してゐるから、農家の負債に就いても、農業を金融するための借金と、家計を遺繰する爲めの借金との間に、明確なる區分が立てられてゐない。即ち債權者の頭にも、生産目的のための資金、即ち利子を支拂ふに足る収益をあげ得る資金の貸借と、家庭用の資金、即ち特別な不幸の起らない場合には、收入の中から當然返済さるべき資金の貸借との間に區別がついてゐない⁴⁾。かゝる状態に於ては、(1)農家の負債は婚葬及び日常生活に著しく偏することゝなり、(2)また其の利子は法外に高からざるを得ない。

第一の點に關しては、河北省定縣の農村借貸調査によれば、農家負債額の主要用途別百分比は、民國二十年では次の如くなつてゐる。即ち舊債償還五五・二%、經營農業資本二一・九%、經營商業資本八・二%、日常生活消費四・九%、婚葬費用六・六%、不良嗜好費用〇・五%、出外謀生路費〇・一%、其他二・六%となつてゐる。

- 1) 天野元之助氏、中支農業金融に就いて(滿鐵調査月報、昭和十四年八月號)八五頁。
- 2) 李景漢、北平郊外之鄉村家庭(民國十七年)三八頁、一一三頁。
- 3) 李景漢、定縣農村借貸調査(中國農村、第一卷、第六期、民國二十四年三月)五七頁、五八頁。
- 4) トーネイ著、浦松佐美太郎、牛場支彦兩氏譯、支那の農業と工業、六四頁。

る。また同様に浙江省平湖縣の三〇、八七六借戶の調査にありては、民國二十四年では、土地取得及び改良二・五％、經營資本五・三％、還舊債二・九％、納捐稅〇・三％、繳田租二・〇％、教育費〇・一％、婚葬及び其の他八六・九％となつてゐる。斯くの如く農家負債の最も大なる原因は、生活、婚葬及び舊債の償還に起因するもので、生産資金の融通によるものは案外少ない。かゝる負債は、その高利々息と相俟つて、愈々農家負債の累積を來し、その没落を促すこととなる。

第二に農家負債の利子も法外に高い。農家が幾何の利子を支拂ふかは、農家の資金必要の程度、並に貸手がどれ程つけ込む能力を有してゐるかによつて定まるときへ云はれて居り、従つて實際には市場利子なるものが存在してゐない。河北省定縣の農村借貸調査によれば、民國二十年では、月利一分五厘乃至二分のものが全負債額の五五％を占め、二分乃至二分五厘のものが三三％を占めてゐる。⁵⁾ 土地委員會の「全國土地調査報告綱要」によれば、民國二十四年では、中支六省の負債農戶總數四六六、一七六戶の總負債額の八〇・二％に當る負債の利子は、年利二割乃至四割の間にある。⁶⁾ また江蘇省銅山縣の八里屯村では、農家の負債利子は月利四分を普通とする。即ち同村の負債農家一一二戸中、四分利の借金を有するものは七八戸にして最も多く、五分利のものが一一戸、三分利のものが二二戸、二分利のものが三戸となつて居り、然かも借金の利率は貧困の程度と正比例し、貧農の借金ほど利息が高い。⁷⁾ 従つて二割五分の利子しか取らないものは、情け深い金貸しであり、かゝる村は仕合はせであるときへ言はれてゐる。

支那農村に於ては、近代的金融機關たる銀行や合作社の貸付はまだく微々たるもので、所謂「三位一體」をな

5) 李景漢、前掲、定縣農村借貸調査、七三頁。
6) 中央政治學校地政學院與平湖縣政府編、平湖之土地經濟(民國二十六年)一八八頁。
7) 李景漢、前掲、定縣農村借貸調査、六四頁。
8) 天野元之助氏、前掲論文、九七頁。
9) 江蘇省立徐州民衆教育館、八里屯農村經濟調查報告、教育新路、第十二期、

す地主・富農・商人が依然として一般農家に對する債主となつてゐる。彼等が農家に賦與する信用方法には、對人信用、保證信用及び抵押信用の別があり、抵押信用は更に田地抵押、房屋及び其の他の不動産抵押及び動産抵押に分類される。左に支那各地に於ける農家の受信方法を表示しよう。

第一表 支那各地に於ける農家の受信方法

省名	縣名	調査年度	負債戸數	負債總額	受信方法				合計	
					對人信用	保證信用	田地抵押	房屋抵押		動産抵押
河北省 ¹⁰⁾	定縣	民國二十年	三〇五	四八、九四四元	六・四%	三二・八%	三二・七%	〇・八%	九・六%	100・00%
浙江省 ¹¹⁾	平湖縣	民國二十四年	三八六	四、〇〇〇・〇九二	三二・八%	四九・九%	一九・三%	—	九・六%	100・00%
江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南の六省 ¹²⁾	五五の縣	民國二十四年	四六、二四七	五、八〇八・四二	三元・八五	—	三六・七%	一一・四%	一〇・〇%	100・00%
廣西省 ¹³⁾	蒼梧縣、外四縣	民國二十三年	三三三	三、三三九	—	—	—	—	—	100・00%

即ち農家が資金を借入れる際に農地を抵押に附する場合が多く、農家の總負債額中、農地抵押負債の占める割合は、河北省定縣では三一%、浙江省平湖縣では一九%、中支の六省では三八%となつてゐる。蓋し農地以外の擔保に供すべき不動産及び動産の少ない農村にありては、債權者の最も喜ぶ抵當物は農地たるからである。以下、支那に於ける農地の抵押について考察しよう。

民國二十一年十二月(馮和法、中國農村經濟資料、續編)八頁。

10) 李景漢、前掲、定縣農村借貸調查、六八頁。

11) 前掲、平湖之土地經濟、一九〇頁。

12) 全國土地調查報告綱要(天野元之助氏、前掲論文、九四頁)

13) 行政院農村復興委員會、廣西省農村調查(民國二十三年)二四二頁。

二 農地の抵押とその契約方式

かくの如く農家が借金をなすに際して農地を抵當となすものゝ多い所以は、農地が最も安全なる擔保物たるからであるが、(1)併し資金を必要とする農家にとりては、一旦その農地を絶賣となすときは、將來とるべき方法が最早絶無となるが、併し之を抵押となすときは、假令一田に二押或は三押を設定し、年々納むべき利息は甚だしく重くなると雖も、尙ほ償還の希望も幾分あるからである。(2)また債主の側に於ても比較的高價に農地を購入するよりも、農地に抵押又は典契¹⁴⁾を設定して資金を貸與する方が、高利を收め得るからである。即ち支那農村に於ける高利貸たる地主・富農・城鎮商人及び退伍軍官等は、農地の抵押によつて農民に貸錢するのが購田に比して、より良く算盤に合ふことを充分に心得てゐるからである。¹⁵⁾

この農地の抵押にあつては、債務者たる農民が自己の所有農地を擔保として、債権者たる金融業者より金錢の融通を受けるもので、この際、擔保物たる農地の占有は之を債権者に移すものではない。即ち農地抵押借款の成立後と雖も、抵押農地は依然として債務者たる農民によつて耕種、管理されるものにして、債権者は債務辨済に至るまで期日に利息を收得するの外、抵押田地に對して暫時監視の義務を負ひ、若し債務者が該抵押田地を他に典賣するか、若くは該田地を以て第三者より更に抵押負債を起す場合には、債権者は隨時これに對し干渉をなす權利を有するに過ぎない。併し若し債務者が辨済期日に至るも契約上規定の辨済義務を履行し得ないか、若くは之を欲しない場合には、通例、債権者は該田地を沒收して之を直接管理するか、または抵押田地の變賣を請求し

14) 典契については、拙稿、支那に於ける農地の典に就いて(經濟論叢、第五〇卷、第六號)參照。
15) 農村復興委員會、廣西省農村調査、一三四頁。
16) 顧猛、崩潰過程中之河北農村(中國經濟、第一卷、第四五期合刊、民國二十二年八月)八頁。

て抵當債權の辨済を受ける權利を有してゐる。¹⁷⁾ 支那民法第八六〇條は抵押權に關し、「抵押權と稱するは債務者又は第三者が占有を移轉せずして擔保に供したる不動産に對し其の賣得金につきて辨済を受けることを得る權利をいふ」と謳つてゐる。

農地を以て抵押借款をなすには、債務者たる農家は、中人、また時としては代筆人を依頼して、抵押借款契約證書を作成して、債權者に交付する。この際、出抵者は契約中に自己の土地若干畝を擔保として指定するか、又は田單（紅契・地契）を債權者に提供して擔保とする。而してこの契約證書には、通例、(1)抵押借款の金額、(2)利率、利息の算定方法及びその支拂期、(3)元本の償還期、(4)抵押農地の面積、その坐落四至、(5)期に到つて債務者が元利を償還せざる場合に、債權者が抵押農地に關して執るべき處分方法等が記載される。¹⁸⁾ この農地抵押借款の契約方式としては、(1)抵押契約を立てるもの、(2)單に借契を立てるに過ぎないもの、(3)借契を立てる外に賣契を附するもの、(4)直接賣契を用ゐて抵契とし、契末に抵借の事情を註明するもの等がある。左に支那各地に於ける抵押借款契約證書を示すこととする。

(1) 河北省定縣に於ける抵田契約(借帖)¹⁹⁾

立質契人○○○因乏用將自己○處早地一段○畝東至○○○西至○○○南至○○○北至○○○四至分明憑中人○○○說合出質於○○○
 ○名下使大洋○○元○角○分正言明每月○○分○釐行息期至○○年○○月○○日本利歸還恐口無憑立質契爲證

中華民國○○年○○月○○日

借	人	○	○	○	○
中	人	○	○	○	○
	押	○	○	○	○

17) 中國經濟年鑑上(民國二十四年續編) F. 三二五頁。前掲、平湖之土地經濟、一八〇頁。
 18) 農村復興委員會、浙江省農村調查(民國二十二年)一三三頁。
 19) 李景漢、定縣社會概況調查(民國二十一年)七三七頁。

(1) 右の契約書を邦譯して左に示す。

質契約ヲ立テル人〇〇〇ハ金錢ノ入用ニ因リ、〇處ニアル自己ノ畑地一筆〇畝、東ハ〇〇ニ至リ、西ハ〇〇ニ至リ、南ハ〇〇ニ至リ、北ハ〇〇ニ至ル、四方ノ境界ハ分明デアル。中人〇〇〇ヲ通ジテ交渉シ、名義人〇〇〇ニ之ヲバ出賃シ、大洋〇元〇角〇分也ヲ借用ス。毎月〇分〇釐ノ利息ヲ支拂フコトヲ言明ス。期日タル〇年〇月〇日ニ至リ元利ヲ償還ス。口約デハ證據ナキヲ恐レルガ故ニ、質契約ヲ立テ、證トス

中華民國〇年〇月〇日

借用人	〇	〇	〇	〇
中人	〇	〇	〇	〇
押人	〇	〇	〇	〇

この河北省定縣に於ける抵田契約は、(1)質契なる名稱を用ゐて居る點、(2)利息は月々支拂ふこととなつてゐるから、償還時には、元本と最後の一ヶ月の利息とを支拂ふべきものとする點に特徴がある。かゝる利拂方法は定縣では寧ろ少なく、多くは償還時に元本と全部の利息とを同時に支拂ふ慣行の方が多い。²⁰⁾

(2) 山東省高密縣に於ける押田契²¹⁾

立借字〇〇〇今借到

〇〇〇賣就現大洋一千〇六十元言明使至四月三十日爲期如數還清如過期不付照一分六厘五按日加息倘有拖欠等情由中保人完全担負償還責任恐後無憑立此字爲證

另附抵押契一紙

民國二十二年一月十三日

支那の農家負債と農地の抵押

〇〇〇命長子代位

保人	〇	〇	〇	〇
保人	〇	〇	〇	〇
見人	〇	〇	〇	〇
押人	〇	〇	〇	〇

第五十一卷 一四一 第二號 七

20) 李景漢、同書、七三八頁。

21) 國際貿易局、工商半月刊、第六卷第四號、民國二十二年(馮和法、中國農村經濟資料、續編)九〇二頁。

支那の農家負債と農地の抵押

第五十一卷

一四二

第二號

八

地畝坐落

梅花路東西地一段六畝六分

老密南北地一段四畝四分

差路口南北地一段五畝四分

車網地南北地一段三畝五分

東至張	西至趙	南至劉	北至單	南至劉	北至單	南至劉	北至單
東至張	西至趙	南至劉	北至單	南至劉	北至單	南至劉	北至單

南至劉	北至王	東至丁	西至管	東至杜	西至杜	東至張	西至溝
南至劉	北至王	東至丁	西至管	東至杜	西至杜	東至張	西至溝

(2) 右の契約書を邦譯して左に示す。

借用契約ヲ立テル〇〇〇ハ、今般〇〇〇商店ヨリ現金デ大洋一千六十元ヲ借用シ、四月三十日ニ至ル迄借用シ、之ヲ期日ト爲シ、敷ヲソロヘテ返濟スルコトヲ言明ス。若シ期日ヲ過ギテ償却シナケレバ、一割六分五厘(ノ年利)ニ照シテ、日毎ニ利息ヲ加ヘル。若シ滞納等ノ事情ガアレバ、中人及ビ保證人ニ由ツテ償還ノ責任ヲ完全ニ負擔スル。後日證據ナキヲ恐レルガ故ニ、コノ契約ヲ立テ、證ト爲ス

保證人	〇	〇	〇
保證人	〇	〇	〇
中人	〇	〇	〇
			押

別ニ抵當契約一枚ヲ添ヘル

民國二十二年一月十三日

〇〇〇ガ長子ニ命ジ代理セシム

地畝ノ位置

梅花路ノ東西地一筆六畝六分

東ハ張、西ハ趙、南ハ劉、北ハ王ノ所有地ニ至ル

中 人 ○ ○ ○ ○ 押

この浙江省東陽縣に於ける抵押契約は、(1)純粹の抵押契約の方式を採つてゐる點、(2)期日に抵當負債の償還がなされなければ、抵當權者は抵當物件たる田地の所有權を取得するか、該田地を賣却して賣上金によつて辨濟を受けるか、若くは該田地を取得して之を耕種するか、何れを選ぶも自由とするやう、債務不履行の場合に於ける債權者の處分方法を明白に規定してゐる點に、その特徴が認められる。

(4) 浙江省浙西の抵押契約(活契を用ふ)

立賣契×××今因缺用情願央中將祖遺某字號水田若干畝若干分若干厘若干毫正坐落某處南至某處西至某處北至某處四至分明盡行出賣與某處三面議定當得時值價洋若干元自賣之後某年回贖本利交清倘有拖欠任從買主上田過戶入册辦根此係正項交易不瞞長幼並無重疊等情倘有言稱賣主自理不涉買主之事實過永不加價永無異言二邊情願各無翻悔恐後無憑立此賣契存照

其洋當日一併收足票不另書

其根在某都某某戶下開除

計附借票一紙

年	月	日	代	中	立
			書	人	契
			×	×	×
			×	×	×
			×	×	×
			押	押	押

(4) 右の契約書を邦譯して左に示す。

賣契ヲ立アル×××ハ金錢ヲ缺クニ因リ、中人ヲ通ジテ切願シ、祖先ノ遺セル某字號ノ水田、若干畝若干分若干厘若干毫

23) 韓德章、浙西農村之借貸制度、社會科學雜誌 第三卷第二期、民國二十一年六月(馮和法、中國農村經濟資料、五五一頁)。

也、ソノ位置ハ某處ニアリ、東ハ某處ニ至リ、南ハ某處ニ至リ、西ハ某處ニ至リ、北ハ某處ニ至ル、四方ノ境界ガ分明デア
 ル、之ヲバ悉ク某處ニ出賣ス。マサニ當時ノ値ニヨル價格大洋若干元ヲ取得スルコトヲ三人ガ議定スル。賣却シテヨリ
 後、某年ニ買戻シ、元利ヲ完済スル。若シ滯納ガアレバ、田地ヲ取得シ、ソノ名義ヲ書換へ、臺帳ニ記入シ、ソノ税ヲ納
 メルコトハ買主ノ自由ニマカセル、之ハ正當ノ取引ニ係リ、長幼ヲ臆カズ、決シテ重複賣買等ノ事情ガナシ。若シ異議ガ
 アレバ、買主ガ自ラ處理シ、買主ニ迷惑ヲ及ボサナイ。永ク追加金ヲ願ハナイコトヲ約束シ、永ク異存ガ無イ。雙方ガ切
 願シ、各々悔ユル所ガナイ。後日證據ナキヲ恐レルガ故ニ、コノ賣契ヲ立テ、證トス

其ノ大洋本日全部受取済、別ニ領收書ヲ書カナイ
 其ノ納税ハ某都ノ某某戸デ支拂フ

借用證書ヲ一枚添加ス

年 月 日

	賣契ヲ立テ		
代	人	書	押
	×	×	×
	×	×	×
	×	×	×

この浙江省浙西の抵田契約は、(1)賣契(買戻付の活賣契)を用ひて、借用證書を附加せる點、(2)辨濟期日に至るも
 償還せず、元利を滯納するときは、買主に抵田の所有權が移る點に、その特徴が認められる。

かくの如く支那農村に於ける抵田契約の方式は、純粹の抵田契約の方式による外に、種々なる方式によるもの
 があるが、韓德章は浙江省浙西農村の抵田契約方式を左の九種に分類してゐるから、参考のため之を左に示すこ
 と²⁴⁾しよう。

24) 韓德章、前掲論文、五四九頁。

抵田
 A、定期回贖のもの
 の、期日に到
 つて、回贖せざ
 れば、改めて
 絶賣とするか
 或は中人によ
 つて處理する
 もの

a、期日に至つて
 元利を同時に
 支拂ふもの
 b、利息を小拂ひ
 するもの

B、回贖期日の不定なるもの………

(1) 借用證書(借票)を立て、別 に賣契(活契)を附して抵契 とするもの	(2) 賣絶契を用ひて抵契とし、 契尾に抵借の事情を註明す るもの	(3) 賣契(活契)を用ひて抵契を なすもの	(4) 斂契(質田契)を用ひて抵契 をなすもの
利率	利率	利率	利率
利拂期	利拂期	利拂期	利拂期
契頭の名稱	契頭の名稱	契頭の名稱	契頭の名稱
この種抵田方法の 當地に於ける通稱	この種抵田方法の 當地に於ける通稱	この種抵田方法の 當地に於ける通稱	この種抵田方法の 當地に於ける通稱
借票及び賣契(活契)	杜絶賣契(死契)	賣契(活契)	斂契
典	典	典	斂
月利 回贖時	二月利 回贖時	月利 回贖時	月利 回贖時
借票及賣契(活契)	杜絶賣契(死契)	賣契(活契)	斂契
典	典	典	斂
(1) 若し利息を三期滞納すれば 即ち絶賣とするもの	(2) 若し利息を完済せざれば田 の產出物を以て抵借負債を 償還するもの	(3) 若し利息を完済せざれば改 めて絶賣とするもの	(2) 抵契を用ひて抵押をなすも の
二月利 毎年二回 抵借契	月利又 又は年末 典 田契	二月利 毎年二回 抵借契	月利 又は年末 抵 田契
典	典	典	抵
月利 又は年末 典 田契	二月利 毎年二回 抵借契	月利 又は年末 典 田契	月利 又は年末 抵 田契
典	典	典	抵
二月利 毎年二回 抵借契	月利 又は年末 典 田契	二月利 毎年二回 抵借契	月利 又は年末 抵 田契
典	典	典	抵

かく支那の抵田契約は、純粹の抵田契による外に、借票、活賣契、絶賣契、斂契等の方式によるものが少なくないから、この點に特に注意することが必要である。

三 農地の抵押に關する諸事項

以下、抵田契に關する事項として、中人の周旋、抵押の期限、抵押價格、出抵の動機と抵押地の面積、抵押負

債の利息、抵押田の田賦關係、抵押負債の償還狀況、抵押田地の出典と絶賣狀況等に關して論述することとする。

(一) 中人の周旋 農家が抵契を結ぶには一般に中人を依頼して債權者に對し、抵押物件、利息その他の條件について交渉してもらひ、また契約書を作成するために代筆人を依頼することもある。債務者が元利の支拂を滞納したるときは、中人は督促の責に任ずる場合もある。

(1) 河北省定縣では農家が借錢を願ふ際には、村の世話好きである中人に依頼して、借錢をなす富戸に抵押品、利息及び其の他の條件について交渉してもらふ。²⁵⁾ (2) 河南省では抵押の手續は簡單であり、借錢する農民が中人によつて債主に交渉し、借契を立て、田單を債主に交給する。臨潁、一帶では勘丈員(測量員)に出張を請ふ。²⁶⁾ (3) 浙江省龍游縣では抵契を立てるには中人を依頼するが、中人の負ふ責任は極めて軽い。²⁷⁾ (4) 廣西省でも抵契を立てるには中人の交渉によるが、中人には普通手續費を出さず、借主が招宴することを慣例とする。併し、恩寧では借方が借金額の二%、貸方が四%を手数料として中人に送る。²⁸⁾

(二) 抵押の期限 抵押負債の期限は比較的短期のものが多く、一年以内のもの、又は二年乃至三年のものが多

5。

(1) 河北省定縣の調査では、負債農家六八月の中、土地を抵當とするものが五〇戸を占め、その負債期限は、三年のもの三戸、一年のもの一五戸、十ヶ月のもの二七戸、八ヶ月のもの一二戸、六ヶ月のもの四戸、期限なきもの七戸となつてゐる。²⁹⁾ (2) 浙江省龍游縣の各村では抵押年限は一定しないが、普通三年及び一年のものが最も多い。³⁰⁾ (3) 江西省贛南各縣では抵押期は一年乃至三年とする。³¹⁾ (4) 廣西省では抵押期限は普通三年とし、最長は五年とする。³²⁾

かく支那農村に於ける抵押負債の期限が比較的短いのは、抵押負債が土地改良、土地購入、農業固定資本の調達等のためよりも、寧ろ家計のために起されるものゝ多いことと、貸主の多くが地主、富農、商人等の如き高利

25) 景漢、前揭、定縣農村借貸調查、七七頁。
26) 李農村復興委員會、河南省農村調查(民國二十三年)四九頁。
27) 李農村復興委員會、浙江省農村調查、二六頁。
28) 李農村復興委員會、廣西省農村調查、一二七頁。
29) 李景漢、定縣社會概況調查、七三五頁。 30) 前掲、浙江省農村調查、二六頁。

貸をなす個人にして、従つて近代的農業銀行に於けるが如き、便利なる年賦償還方法が採用されてゐないことに基くものである。

(三) 抵押價格 農地の抵押價格は農地實買價格の四割内外を占める場合が多い。

(1) 河北省、定縣では農地の押價と賣價との比は二對五となつてゐる。即ち地價が百元なれば、押價は四〇元である。³³⁾ (2) 河北省、樂亭縣では每畝の價格百元の田地を以て、二〇元乃至四〇元の抵押借款を受け得る。³⁴⁾ (3) 河南省、許昌縣では平均地價は四六元、普通の押價は一八・八元、即ち地價の四〇%とし、同省、輝縣では押價は地價の三七%、鎮平縣では四六%とする(民國二十二年)。³⁵⁾ (4) 江蘇省、鹽城では押價は普通地價の四〇%とする(民國二十二年)。³⁶⁾ (5) 浙江省、龍游縣では押價は普通地價の四六・二%とし、同省、東陽縣では普通地價の四一・六%とする。³⁷⁾

かくの如く農地の抵押價格は地價の四〇%内外となつてゐるが、典價は地價の六〇%内外となつてゐる場合が多い。従つて農民が生活の困窮によつて資金を必要とする際には、先づ所有農地を抵押として資金を借入れるが、併し更に窮乏してより、多くの資金を必要とするか、又は利息が滞り債權者の督促が激しくなれば、その農地を出典することとなる。³⁸⁾

(四) 出抵の動機と抵押地の面積 農家が所有農地を抵押に出すのは、主として生活の窮乏によるものであつ

て、農地の改良や其の他の生産設備の改善のために、抵押負債を起すことの少ないことは、既述の一般農家負債の起因よりして推察される。而して農家が窮乏して資金を必要とするも、祖先傳來の土地は容易に之を賣却せず、先づ第一に高利貸の門を叩いて、抵押に付する。従つて抵押は土地移動の第一歩となる。³⁹⁾ 次に各農村に於て農地の幾何が抵押に付せられてゐるか、また如何なる農民層がその農地を最も多く出押してゐるかに關しては充

31) 司法行政部、民商事習慣調査報告錄(民國十九年)四二五頁、四二八頁。
 32) 前掲、廣西省農村調査、一二七頁。 33) 前掲、定縣社會概況調査、七三六頁。
 34) 新民會中央指導部、河北省樂亭縣事情(民國二十八年)一二〇頁。
 35) 前掲、河南省農村調査、五一頁。 36) 前掲、江蘇省農村調査、四〇頁。
 37) 前掲、浙江省農村調査、二七頁、八二頁。

分なる資料が見當らない。この點に關する陝西省の若干の資料を左に示さう。

第二表 陝西省各地の農地抵押狀況(一九三三年度)

農民層	渭南縣 四代表村		鳳翔縣 五代表村		綏德縣 四代表村	
	所有	押出 所有對押出 の百分比	所有	押出 所有對押出 の百分比	所有	押出 所有對押出 の百分比
地主	一六四・〇	—	—	—	三三・四	—
富農	七五・〇	四八・〇	三六・〇	—	三九・五	六九・〇
中農	一、八三・四	一七・五	一、〇八・〇	八・七	四九・〇	九四・〇
貧農	一、八三・九	四六・〇	二、六六・五	四・七	五四・五	二九・九
其他	一五・〇	—	—	—	—	—
合計	四、五七・三	六七・五	四、〇三・五	一〇九・〇	一、六六・四	六二・五
		一五・四		五・八		三六・六

陝西省の三縣では、農地を押出するものには、貧農が最も多く、中農及び富農が之に亞いでゐる。地主にして其の所有地を押出してゐるものはない。支那各地に於ける此の點に關する詳細の情況、竝に債權者としての地主、富農及び商人が擔保としてとれる抵押田の面積についても、詳細なる調査が望ましい。

(五) 抵押負債の利息 抵押負債の利拂には、金錢を以てするものと農産物を以てするものとの別があり、また前者には、月々利息を支拂ふもの、年末に支拂ふもの、元本と同時に一時に支拂ふものとの別がある。その利率は、月利二分内外のものが多いが、月利二割といふ法外の高利もある。更に利息を滞納すれば、複利計算を以て元金に繰入れるものもある。

38) この點については拙稿、支那に於ける農地の典に就いて(經濟論叢、第五〇卷、第六號)参照。
 39) “抵押是土地勸業的第一步”と稱せられる、上掲、河南省農村調査、四八頁。
 40) 行政院農村復興委員會、陝西省農村調査、一一頁、五〇頁、八六頁。

(1) 河北省定縣では利息を金銭で支拂ふものは、「按月百分之幾」と稱して、毎月計算する。月利一・五乃至二・五%のものが最も多い。また抵押内に最初から期限満了時に支拂ふべき元利合計額を記入し置き、満了の際に一時に之を支拂ふものもある。⁴¹⁾農産品を以て利息を支拂ふものは、穀子若干斗、棉花若干斤、又は小麥若干斗を以て年利とする。之を金利に換算すれば二割内外となる。⁴²⁾(2) 河南省豫南の信陽及び中山鋪附近では、抵押の月利は四%乃至五%であるが、輝縣、新鄉、滑縣、一帶では月利二〇%の高利である。許昌では普通田一畝の押價は大洋二十五元で、穀利として年に麥五斗を納める。⁴³⁾(3) 浙江省龍游縣では利息は年々支拂ひ、年利二割とし、若し滞納すれば複利計算を以て元金に繰入れる。⁴⁴⁾

(六) 抵押負債の償還、抵押田の出典と絶賣 此等の諸點に關する各地の狀況は左の如くなつてゐる。

(1) 河北省定縣では債務者が期日に償還しないときは、(イ)借帖(借用證書)を書換へて利息を元金に繰入れるか、(ロ)負債者が第三者より新に借金して舊債を支拂ふか、(ハ)保證人たる中人が代償するか、(ニ)債權者が借帖に照して抵押物を取得するか、(ホ)村中の聲望者を證人に立て、負債者の破産を宣言し、その家産を變賣して、之を以て各債權者にはその債權額に按分して償還する。また定縣では、數人の債權者によつて、一塊の田地に數個の抵押が設定され、その債權額の合計は地價を超過する場合もあり、之によつて紛議と田地の荒廢とを來すこともある。⁴⁵⁾(2) 河南省では期限に元利が償還されなるときは、(イ)契約證を更改して利息を元金に繰入れるか、(ロ)押契を典契に改めて、農地の使用權を債權者に移すか、(ニ)期限を延長して、滞納元利額が地價と相等しくなつた時、その土地を沒收するか、その何れかの方法を選ぶ。⁴⁶⁾(3) 浙江省平湖縣では、農家が窮乏したときは田地を擔保として高利貸より借金をするが、大部分は期日に之を償還することを得ず、その田地を出典することとなり、結局典期が來るも回贖し得ないで、その所有田地を失ふこととなる場合が多い。⁴⁷⁾(4) 浙江省永嘉縣では農民が田地を出賣するに先つて、普通抵押の手續を経過するものが多く、この過程を経るものは、田地出賣件數の百分の八〇を占めてゐる。⁴⁸⁾(5) 浙江省崇德縣楊家莊及び桑園村では、抵押は「絶契活抵」の形式をとるから、債務者が期日に元利を償還し得なるときは、債權者は絶賣契を根據として、直ちに抵田の所有權を獲得する。⁴⁹⁾

斯くの如く農家が生活窮乏のため、農地を抵當として負債を起すときは、期日に償還し得ない場合が多く、元

41) 景漢、前掲、定縣社會概況調查、七三六頁。
 42) 李景漢、前掲、定縣農村借貸調查、六一頁。
 43) 前掲、河南省農村調查、五一頁、五二頁。
 44) 前掲、浙江省農村調查、二六頁。
 45) 李景漢、前掲、定縣農村借貸調查、七〇頁。
 46) 河南省農村調查、五二頁。
 47) 前掲、平湖之土地經濟、一〇五頁。
 48) 前掲、浙江省農村調查、一八二頁。

利が累積して、抵契のまま、または典契の迂路をへて、絶賣契に改め、所有農地を手離さざるを得ないこととなるものが多い。

(七) 抵押田地の田賦關係 抵押田地の田賦(租税)は債務者が負擔するか、債権者が負債するか、問題である。併しこの點に關しては、「田地抵押不要過糧、仍由債務人向官納糧」⁵⁰⁾となつてゐるのが一般の慣例であり、従つて債務者から抵田の田賦を納付すべきものとする。然るに期日に至つて債務者が元利を支拂はず、債権者に抵田の所有權が移る場合には、抵田は債権者に「過糧過戸」されるから、その後は、債権者が其の田賦を負擔することとなる。

四 結 言

以上によつて支那の農家負債と農地の抵押狀況とについて概説した。農地の抵押が、農地の改良、農地の購入、農業機械その他生産設備等に必要なる資金を調達するために利用される限り、農業生産力を擴充するといふ明朗なる一面を持つてあらう。然るに支那に於ける農地の抵押は、農家の生活窮乏を緩和するため、多くは不生産的・消費的資金の調達のために利用される場合が多いから、農村の中産階級たる中農や自作農を貨幣資金の所有者たる地主・富農・商人に隷屬せしめ、その没落を促しつゝある暗面をより、強く呈示しつゝあるもので、このことは、支那農村のために悲しまざるを得ない。かくの如く、農家にとりて謂はゞ雙刃の劍である農地の抵押をして、眞にその利面を發揮せしめるためには、支那の農村金融組織、土地制度に對し如何なる改革を加ふべきであるか、問題となるが、茲では此の點には觸れないこととする。

尙ほ抵押物件は土地の外に家屋の如き不動産たることあり、米穀、蠶桑、生果等の農産物たることあり、牛・馬・羊・豚等の家畜たることあり、また衣服・什器・農具たることもある。更に西南諸省では兒女すら之を抵押とする場合があるが、茲ではそれらについては觸れないこととする。

49) 同書、一三三頁。

50) 同書、七九頁。